

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成28年11月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 規格の数： 4規格

改正区分	基準数
① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に整合したJISに置き換えるもの	2
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	2

(3) 試験方法等の基準の中で削除する規格の数： 25規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：11月中旬開始予定（30日間）

(2) 改正・施行：平成29年1月下旬予定（ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。）

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	資料番号	改正基準番号	表題	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	現行基準番号	現行本文
1	4-1	J60269-1(H28)	低電圧ヒューズ 第1部：通則	JISC 8269-1(2016)	IEC 60269-1 第4版(2006) Amd.1(2009) Amd.2(2014)	J60269-1(H14)	JIS C 8269-1:2000
2	4-2	J60269-2(H28)	低電圧ヒューズ- 第2部：専門家用ヒューズの追加要 求事項（主として工業用ヒューズ） －標準化されたヒューズシステム A～K	JIS C 8269-2(2016)	IEC 60269-2 第5版(2013)	J60269-2(H14)	JIS C 8269-2:2000
3	4-3	J73001-2-1(H28)	配線用つめ付きヒューズ	JIS C 8313(2016)	－	－	－
4	4-4	J73001-2-3(H28)	配線用栓形ヒューズ	JIS C 8319(2016)	－	－	－

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60269-1 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 8269-1 (2016) 低電圧ヒューズ—第1部 : 通則
- ・適用範囲 : この規格は、定格遮断容量 6kA 以上で、公称電圧 1000V 以下の商用周波の交流回路又は公称電圧 1500V 以下の直流回路の保護を目的とする包装限流ヒューズリンクを用いるヒューズに適用する。
- ・電気用品名 : つめ付ヒューズ、その他の包装ヒューズ、筒形ヒューズ、栓形ヒューズ
- ・主な改正内容 : 電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈の第 218 条の規定に基づく、JIS C 60364 建築電気設備規定に用いるヒューズについて規定することを明確化する改正を行った。

2 J60269-2 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 8269-2 (2016) 低電圧ヒューズ—第2部 : 専門家用ヒューズの追加要求事項 (主として工業用ヒューズ) —標準化されたヒューズシステム A~K
- ・適用範囲 : この規格は、一般に専門家によってだけ、ヒューズリンクに接近でき、かつ、取換えを行う装置に用いるように設計している、専門家用ヒューズについて規定する。
- ・電気用品名 : つめ付ヒューズ、その他の包装ヒューズ、筒形ヒューズ、栓形ヒューズ
- ・主な改正内容 : 電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈の第 218 条の規定に基づく、JIS C 60364 建築電気設備規定に用いるヒューズについて規定することを明確化する改正を行った。

3 J73001-2-1 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 8313 (2016) 配線用つめ付きヒューズ
- ・適用範囲 : この規格は、周波数 50Hz 又は 60Hz の交流 250V 以下の、主として回路の保護に用いる各種の配線用及び類似のつめ付きヒューズについて規定する。
- ・電気用品名 : つめ付きヒューズ
- ・主な改正内容 : 新設。

4 J73001-2-3 (H28)

- ・採用する JIS : JIS C 8319 (2016) 配線用栓形ヒューズ
- ・適用範囲 : この規格は、周波数 50Hz 又は 60Hz の交流 600V 以下及び直流 750V 以下の、主として回路の保護に用いる各種の配線及び類似の栓形ヒューズについて規定する。
- ・電気用品名 : 栓形ヒューズ
- ・主な改正内容 : 新設。